

令和5年10月1日から

インボイス制度が 始まります！

※国税庁作成の「免税事業者のみなさまへ」チラシより一部抜粋・編集
しております。



インボイス制度（適格請求書等保存方式）とは・・・

⇒買手

仕入税額控除の適用のために、原則として売手から交付を受けたインボイス（適格請求書）を保存する必要があります。

⇒売手

インボイスを交付するためには、事前にインボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）の登録を受ける必要があります。登録を受けると、課税事業者として消費税の申告が必要となります。



インボイスがないと・・・

ポイント

**売上先の消費税計算上、
仕入税額控除にとれません**

**⇒結果的に
売上先の消費税が高くなります。**

～ A社さんのケース ～



インボイス制度ですか・・・？

A社さん、インボイス制度のこと検討してます？
お互いに関係があるみたいなんですよー



疑問 1 仕入税額控除ってなに？



免税事業者
A社

▶ 納付する消費税額の計算方法

$$\begin{array}{r} \text{売上げの消費税額} \\ \text{(売上税額)} \end{array} \overset{\text{マイナス}}{-} \begin{array}{r} \text{仕入れや経費の消費税額} \\ \text{(仕入税額)} \end{array} = \begin{array}{r} \text{納付する税額} \\ \text{(納付税額)} \end{array}$$

差し引く計算が
仕入税額控除

仕入税額控除には
インボイスの保存
が必要

インボイスがなければ
仕入税額控除できない※

※ 一定期間、経過措置が設けられています

～ ぬいぐるみ取引の流れ (イメージ) ～



疑問 2

当社が登録しないと
どうなるんだろう・・・



疑問 1 仕入税額控除ってなに？



▶ 納付する消費税額の計算方法

$$\begin{array}{r} \text{売上げの消費税額} \\ \text{(売上税額)} \end{array} \overset{\text{マイナス}}{-} \begin{array}{r} \text{仕入れや経費の消費税額} \\ \text{(仕入税額)} \end{array} = \begin{array}{r} \text{納付する税額} \\ \text{(納付税額)} \end{array}$$

免税事業者
A社

差し引く計算が
仕入税額控除

仕入税額控除には
インボイスの保存
が必要

インボイスがなければ
仕入税額控除できない※

※ 一定期間、経過措置が設けられています

～ むいぐるみ取引の流れ (イメージ) ～



課税事業者B社の消費税計算（現行）

★納付する消費税の計算方法

売上げの消費税額（売上税額） － 仕入れや経費の消費税額（仕入税額） ＝ 納付する税額（納付税額）

1,300円 **－** **1,000円** **=** **300円**

課税事業者B社の消費税計算（インボイス後）

※A社が免税事業者であった場合

★納付する消費税の計算方法

売上げの消費税額（売上税額） － 仕入れや経費の消費税額（仕入税額） ＝ 納付する税額（納付税額）

1,300円 － **0円** ＝ **1,300円**

疑問 3

申告って、どう計算するの？
売上げの10%を納税
しなきゃいけないの？



疑問 1 仕入税額控除ってなに？



免税事業者
A社

▶ 納付する消費税額の計算方法

$$\begin{array}{l} \text{売上げの消費税額} \\ \text{(売上税額)} \end{array} \overset{\text{マイナス}}{-} \begin{array}{l} \text{仕入れや経費の消費税額} \\ \text{(仕入税額)} \end{array} = \begin{array}{l} \text{納付する税額} \\ \text{(納付税額)} \end{array}$$

差し引く計算が
仕入税額控除

仕入税額控除には
インボイスの保存
が必要

インボイスがなければ
仕入税額控除できない※

※ 一定期間、経過措置が設けられています

～ ぬいぐるみ取引の流れ (イメージ) ～



課税事業者になったとしても、インボイスを
保存し、仕入税額控除を行えば…

② 1,000円 ① 700円 = 300円

売上税額 仕入税額 納付税額

控除可能

A社



ポイント



納付税額は、売上げの10%ではなく、
仕入税額控除後の金額です※

※ 帳簿とインボイスの保存が必要です

疑問 4 登録を受けるかどうかって、どう判断したらいいの？



売上先からインボイスの交付を求められるか、検討・確認をしてみましょう

- **課税事業者**である売上先は、仕入税額控除のため、あなたが交付するインボイスが**必要**です
- 課税事業者であっても**簡易課税制度を選択**している売上先は、インボイスが**不要**です
- **消費者、免税事業者**である売上先は、インボイスが**不要**です

登録を受けた場合と受けなかった場合について、考えてみましょう

- 登録を受けた場合は、インボイスが交付でき、課税事業者として消費税の申告が必要です
- 登録を受けない場合は、インボイスを交付できませんが、課税事業者となる必要はありません
なお、売上先は、経過措置期間は仕入税額の一部が控除できます（経過措置終了後は控除できません）
- 必要に応じて、取引先（売上先や仕入先）と取引条件の見直しを相談するなども検討しましょう
また、逆に、取引先から相談を受ける場合もあり得ます

◆ **登録を受けるかどうかは事業者の任意です**

インボイス発行事業者となる場合…

疑問 5

インボイスって、
どう作ればいいの？



～ 請求書の対応例 ～

※ **下線部**は、特に注意する項目です

※ 登録番号は、登録後に税務署から通知される番号です

① 交付先の相手方 (売上先) の氏名又は名称

② 取引年月日

③ 税率ごとに区分して合計した対価の額及び**適用税率**

④ 売手 (当社) の氏名又は名称及び**登録番号**

⑤ 取引内容 (軽減税率の対象品目である旨)

⑥ **税率ごとに区分した消費税額**

日付	品名	金額
11/1	魚 ※	5,000円
11/1	豚肉 ※	10,000円
11/15	割りばし	1,000円
11/29	タオルセット	2,000円

※ 軽減税率対象

8%対象 15,000円	消費税1,200円
10%対象 3,000円	消費税 300円

- ★ **様式の定めはなく、手書きであっても、上記①～⑥の記載事項を満たしたものであれば、インボイスになります。**
- ★ **現在売上先に交付している全ての書類をインボイス対応にする必要はありません。
どの書類をインボイスとするか、準備を進めましょう。**
- ★ **売上先が「仕入明細書」などの形で作成する書類も該当します。**

国税局・税務署主催説明会の開催

国税局・税務署主催によるインボイス制度についての説明会を開催しています
日時等は、インボイス制度特設サイトの「説明会」ページをご覧ください

国税庁ホームページ インボイス制度特設サイト

インボイス制度のより詳しい情報や、国税庁が行っているオンライン説明会の模様、
申請手続きに関することやQ&Aなどを掲載しています

軽減・インボイスコールセンター

インボイス制度に関する一般的なご質問やご相談は、以下で受け付けています
【専用ダイヤル】0120-205-553 【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く）

説明会



特設サイト



（令和4年2月）

ご清聴、ありがとうございました。



国税庁作成「免税事業者のみなさまへ」チラシより一部抜粋・編集しております。